（案）

水戸市復興推進計画（金属製品製造業）

平成 28 年　月　日
茨 城 県 水 戸 市

１．計画の区域
水戸市全域

２．計画の目標
平成 23 年３月１１日に発生した東日本大震災において、本市では震度６弱を記録し、死者７名、けが人 78 名の人的被害に加え、市内全域において、31,315 戸（全壊 590 棟、大規模半壊 470 棟、半壊 2,497 棟、一部損壊 27、758 棟）の建築物が損壊し、那珂川を遡ってきた津波により、広大な農地や住家への浸水被害（床上浸水７棟、床下浸水 10 棟）が発生するなどの想像を絶する被害（平成 24 年 11 月１日現在）を受けた。
インフラ面でも、停電、断水、ガスの停止に加え、交通網ではＪＲ常磐線の運休が１ヶ月弱も続き、主要幹線道路のうち４路線も通行止めからの復旧に概ね１ヶ月以上かかるなどライフラインが寸断され、市民の生活に甚大な被害を受けた。
また、市行政の要である市役所本庁舎、水道部庁舎、消防本部庁舎をはじめ、市民会館や一部の市民センターなど市役所の主要施設について使用困難な状態となり、５年経過した現在も、市役所機能は市内に分散したプレハブ庁舎等での臨時体制を余儀なくされているとともに、市民会館は使用不能状態が続くなど、震災の影響は現在も残っている状況にある。
このような中、復興に向けて、本市の中核的産業を担う立地企業の体力強化に向けた支援を行うことにより、本市のみならず、沿岸部も含めた地域経済の活性化を図り、雇用機会の拡充及び安定した雇用を確保することを目標とする。

３．計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容
地域経済の活性化及び雇用機会の創出を図るため、本市の中核的産業である金属製品製造業について、立地企業の設備投資等を支援する。

４．計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容
「復興特区支援貸付事業」

① 事業の内容

本市に立地する株式会社野村アーテック（以下、「対象事業者」という。）が、水戸市酒門町において、金属パネル加工工場の新設するために必要な資金を貸し付ける事業

② 貸付けの対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

対象事業者は品質と生産能力の向上を図るため、水戸市酒門町において、最新の塗装設備、前処理、塗装技術を駆使した方式での高品質のエレベーター関連パーツ、建築パネル等を製造する工場を整備するが、対象業種となる金属製品製造業は、本市の製造業の製造品出荷額において第７位、従業員数において第６位に位置付けられる中核的な業種である。その中でも、今般の新工場の新設は、金属製品製造業の製造品出荷額において約 11.7%、従業員において約 13.4%を占める中核的な企業が実施するものであり、11 名の新規雇用（うち３名は沿岸部）を予定している。

したがって、本事業による雇用効果や経済効果は大きく、目標に掲げた「本市のみならず、沿岸部も含めた地域経済の活性化を図り、雇用機会の拡充及び安定した雇用を確保する」ことを達成するために必要かつ有効な事業であり、当該計画の目標達成に大きく寄与する事業である。

③ 施行規則第２条に規定する該当事業

施行規則第２条第６号

④ 利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名

株式会社常陽銀行

⑤ 特別の措置

本事業を実施する者に対して必要な資金（３億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第 44 条の規定に基づく措置）

５．当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

対象事業者は、本市の金属製品製造業における代表的な企業として、50 年以上に渡り本市の産業を牽引してきた。当該計画の実施により、最新の設備を整えた工場が稼働することで地元関連企業の活性化が期待される。

これらの効果は、本市のみならず沿岸部の雇用機会を創出し、円滑かつ迅速な復興推進と地域経済の活力の再生に大きく寄与するものである。

６．その他

本計画の策定に際し、法第４条第３項の規定に基づき、茨城県の意見を聴取した。

また、水戸市、株式会社常陽銀行、対象事業者を構成員に含む水戸市復興特区支援貸付協議会（地域協議会）において、法第４条第６項の規定に基づく協議を行った。